

鳥取県告示第478号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和 55 年鳥取県条例第 34 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、青少年に有害ながん具刃物類を次のとおり指定したので、同条第 3 項において準用する同条例第 13 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 品名

ダガーナイフ（通称）

2 構造

鑄（しのぎ）を中心として左右が対称の両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

3 参考写真

